

育児用品レンタル助成事業

1 目的

組合員が、育児のために、支部指定の育児用品レンタル取扱事業者(以下「指定事業者」という。)から育児用品をレンタルする場合、その経費の一部を助成します。

2 助成対象レンタル育児用品

組合員の子(小学校就学前)の育児に利用する用品

3 対象育児用品

- (1) ベビーベッド (マット・ベビー布団を含む)
- (2) ベビーカー (レインカバーを含む)
- (3) チャイルドシート
- (4) ベビーラック・チェア・バウンサー
- (5) ベビージャンパー
- (6) ベビーバス (乳幼児用浴槽)
- (7) ベビースケール (乳幼児用体重計)
- (8) ベビーサークル
- (9) ベビーゲート
- (10) 歩行器
- (11) だっこひも (新生児用パッドを含む)
- (12) さく乳機

4 指定事業者

事業者名称	所在地・電話番号等
ベビーセンター双葉堂	京都市伏見区桃山町和泉24-10 TEL : 0120-17-2810 URL : https://futabadobaby.com/
株式会社ベビーリース (ナイスベビー)	千葉県松戸市高塚新田158-19 TEL : 047-392-6060 URL : https://www.nicebaby.co.jp/
ダスキントール 大阪枚方ステーション	大阪府枚方市野村中町5番20号 TEL : 072-808-5771 URL : https://www.dra-hirakata.com/

5 助成金額

指定事業者から、3に掲げる対象育児用品をレンタルしたとき、レンタル料金(割引があった場合は割引後の額)の50%(100円未満切捨て)を助成します。ただし、助成額は、組合員の子1人につき、3に掲げる対象育児用品の種類別に1

回当たり各 10,000 円以内とします。

【助成対象外となる場合】

- (1) 対象育児用品とレンタル期間が異なる付属品の費用
- (2) 新品料、返還を要しない付属品等の付帯費用
- (3) 決済手数料、送料、設置費、搬入・搬出に係る費用
- (4) レンタル期間の延長に伴う追加費用
- (5) 保険料又は破損、紛失等に伴う弁償金
- (6) その他助成対象とすることが適当でないとして個別に判断したもの

6 利用手続

指定事業者にて育児用品のレンタルを申込んだ後に、所属所を通じて支部へ利用券を申請してください。

(1) 必要提出書類

- ア 育児用品レンタル助成申請書（第 1 号様式）
- イ 育児用品を使用する子が支部において申込組合員の被扶養者として認定されていない場合は、続柄を証明する書類（母子手帳等、親子関係が分かる書類の写し）
- ウ 育児用品の商品名やレンタル料金が記載されたホームページやカタログ等の写し
- エ 審査にあたり、支部長が必要と認める書類

○育児用品を使用する子が出生する前のレンタルについて

出生予定日以前 2 週間以内にレンタルを開始する場合は、助成対象とします。必要提出書類は、次のとおりです。

- ① 育児用品レンタル助成申請書（第 1 号様式）
「育児用品を使用する子」の欄は空欄にしておいてください。
「レンタル期間」の欄は、出産前サービス等で延長になる場合は、その期間を含めて記入してください。
- ② 出産する者の氏名及び出産予定日が確認できる書類（医療機関発行の証明書等。母子手帳は不可）
- ③ 出産する者が申込組合員本人でない場合、申込組合員の被扶養者として支部で認定されていない場合は、申込組合員の「妻」であることを証明する書類
- ④ 育児用品の商品名やレンタル料金が記載されたホームページやカタログ等の写し
- ⑤ 審査にあたり、支部長が必要と認める書類

※出生後速やかに、申込組合員と育児用品を使用する子との続柄を証明する書類（母子手帳等、親子関係が分かる書類の写し）を提出してください。

(2) 申請期限

レンタル開始予定日の14日前まで（京都支部必着）

申請期限が閉庁日の場合は、直前の閉庁日が期限日です。

(3) レンタル申込方法等

- ① 希望するレンタル用品を指定事業者(以下「業者」という。)のホームページ等から選択してください。
- ② 業者に電話し、公立学校共済組合京都支部の「育児用品レンタル助成事業」を利用することを伝えた上で、レンタル料金(税込)を確認し、レンタルの予約をしてください。

注1：ベビーセンター双葉堂及び(株)ベビーリース(ナイスベビー)はWebによる申込みも可能ですが、備考欄に公立学校共済組合京都支部の本事業を利用する旨を記載してください。

注2：申込み方法が電話かWebかによってレンタル料金が変わる場合があるので、併せて確認してください。

- ③ 6の(1)の申請書類の審査後、支部から所属所を通じて利用券を交付しますので、速やかに利用券の表裏面に記載されている内容を確認してください。なお、利用券を交付したことは支部から業者に情報提供します。
- ④ 用品受け取り時に利用券を業者に渡してください。ただし、**運送会社が用品を配達する場合は、事前に業者へ利用券を送付する必要があります。**
- ⑤ レンタルに係る費用から助成額を差し引いた額を業者に支払ってください。なお、領収書や請求書等の宛名は申請した組合員本人の氏名に限りませんので、注意してください。
- ⑥ レンタル期間が終了したら用品を業者に返却してください。

〈注意事項〉

- 申請書類を確認した結果、申請内容の変更が必要となった場合は、支部から所属所を通じて組合員に連絡します。レンタルの予約内容に変更が生じる場合は、業者へ至急連絡してください。
- やむを得ない事情によりレンタル料金の減額が発生した場合は、業者からの返金の有無にかかわらず助成金額を返金していただく場合があります。その場合は支部へ報告してください。
- 申請した育児用品のレンタル期間中は、同一子に対する同一種類の育児用品の借換えや追加をしても助成は行いません。